

佐賀県規則第55号

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（ゴルフ場利用税に係る帳簿の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）</p> <p>第7条の8 条例第81条第2項の電磁的記録による保存の承認を受けているゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、次に掲げる要件に従って当該承認を受けている条例第81条第1項に規定する帳簿（以下本条及び次条において「帳簿」という。）に係る同項に規定する電磁的記録（以下本条及び次条において「電磁的記録」という。）の備付け及び保存をしなければならない。</p> <p><u>(1) 当該帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システム（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下同じ。）に関するシステムをいう。以下同じ。）を使用すること。</u></p> <p><u>ア 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。</u></p> <p><u>イ 当該帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。</u></p> <p><u>(2) 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項と当該帳簿に関連する法第748条第1項の承認を受けている同項の表の各号の中欄</u></p>	<p>（ゴルフ場利用税に係る帳簿の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）</p> <p>第7条の8 条例第81条第2項の規定により帳簿（同条第1項に規定する帳簿をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る電磁的記録（同条第2項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）による保存をもって当該帳簿の保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。次項において「施行規則」という。）第25条第1項の規定の例により、当該電磁的記録の保存を</u>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p><u>に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿（以下「関連地方税関係帳簿」という。）の記録事項（当該関連地方税関係帳簿が、法第748条第1項又は第749条第1項若しくは第3項の承認を受けているものである場合には、当該関連地方税関係帳簿に係る電磁的記録又は同条第1項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム（以下「電子計算機出力マイクロフィルム」という。）の記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。</u></p> <p><u>(3) 当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げる書類（当該帳簿に係る電子計算機処理にゴルフ場利用税の特別徴収義務者が開発したプログラム（法第750条第1項に規定するプログラムをいう。以下同じ。）以外のプログラムを使用する場合にはイ及びロに掲げる書類を除くものとし、当該帳簿に係る電子計算機処理を他の者（当該電子計算機処理にゴルフ場利用税の特別徴収義務者が開発したプログラムを使用する者を除く。）に委託している場合にはハに掲げる書類を除くものとする。）の備付けを行うこと。</u></p> <p><u>ア 当該帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類</u></p> <p><u>イ 当該帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類</u></p> <p><u>ウ 当該帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書</u></p> <p><u>エ 当該帳簿に係る電子計算機処理並びに当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書並びに当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類）</u></p>	

改正前	改正後
<p>(4) <u>当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</u></p> <p>(5) <u>当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。</u></p> <p>ア <u>利用年月日、利用者の数及びゴルフ場利用税額を検索の条件として設定することができること。</u></p> <p>イ <u>日付けに係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。</u></p> <p>2 条例第81条第2項の電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存<u>の承認を受けている</u>ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、<u>前項各号に掲げる要件及び次に掲げる要件に従って当該承認を受けている帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、次に掲げる書類の備付けを行うこと。</u></p> <p>ア <u>当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類</u></p> <p>イ <u>次に掲げる事項が記載された書類</u></p> <p>(ア) <u>ゴルフ場利用税の特別徴収義務者（その者が法人である場合には、当該法人の帳簿の保存に関する事務の責任者で</u></p>	<p>2 条例第81条第2項の規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（同項に規定する電子計算機出力マイクロフィルムをいう。以下この項及び次条において同じ。）による保存をもって当該帳簿の保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、<u>施行規則第26条第1項の規定の例により、当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>ある者）の当該帳簿に係る電磁的記録（前項第1号ア及びイに規定する事実及び内容に係るものを含む。）が真正に出力され、当該電子計算機出力マイクロフィルムが作成された旨を証する記載及び記名押印</u></p> <p><u>(イ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成責任者の記名押印</u></p> <p><u>(ウ) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの作成年月日</u></p> <p><u>(2) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、帳簿の種類、利用年月日を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。</u></p> <p><u>(3) 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。</u></p> <p><u>(4) 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場合に、日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）B7186に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。</u></p> <p><u>(5) 当該帳簿の保存期間（条例第81条第1項に規定する期間をいう。以下次条において同じ。）の初日から当該帳簿に係るゴルフ場利用税の納期限後3年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第4号及び第5号に掲げる要件に従って当該電子計算機出力マイクロフィルムに</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号に規定する機能に相当するものに限る。）を確保しておくこと。</u> （条例第81条第3項の規則で定める場合）</p> <p>第7条の9 条例第81条第3項に規定する規則で定める場合は、<u>次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>帳簿の全部又は一部について、その保存期間のうち法第754条において準用する法第750条第1項の申請書に記載することによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合</u></p> <p>(2) <u>帳簿の全部又は一部について、その保存期間の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合</u></p> <p>2 前条第2項の規定は、<u>条例第81条第3項の承認を受けている者の帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。</u></p>	<p>（条例第81条第3項の規則で定める場合）</p> <p>第7条の9 条例第81条第3項に規定する規則で定める場合は、<u>帳簿の全部又は一部について、その保存期間（同条第1項の規定により帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の全期間（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする場合とする。</u></p> <p>2 前条第2項の規定は、<u>条例第81条第3項の規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとするゴルフ場利用税の特別徴収義務者の当該帳簿に係る電磁的記録の電子計算</u></p>

改正前	改正後
	機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。